

5 第 44 条の 6 《再資源化事業等高度化設備の特別償却》関係

【制度の概要】

令和 7 年度の税制改正において、青色申告書を提出する法人で資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」という。）の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画について再資源化事業等高度化法の認定を受けたものが、再資源化事業等高度化法の施行の日（令和 7 年 11 月 21 日）から令和 10 年 3 月 31 日までの間に、その認定に係る認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械及び装置並びに器具及び備品のうち、再資源化事業等高度化法の再資源化事業等の高度化に著しく資する一定のものの取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その取得価額（20 億円が上限）の 35%相当額の特別償却ができる制度が創設された（措法 44 の 6 ①）。